

児童扶養手当(ひとり親家庭等医療費助成) 提出書類一覧

提出が必要な方	提出書類
<p>全ての方</p>	<p>戸籍謄本(抄本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月以内に交付されたもの。 ・受給資格者(養育者の場合は、対象児童の父母)及び対象児童のもの。 ・離婚/死亡の場合は、離婚日/死亡日、配偶者氏名の記載があるもの。 <p>※発行に時間がかかる場合は、離婚届受理証明書を提出し、後日、戸籍謄本(抄本)を提出(受理証明書の提出日で仮受付)。</p> <p>※戸籍がない外国人の場合は、戸籍謄本(抄本)の代わりに離婚届受理証明書、大使館等で発行される離婚証明書、独身証明書等を提出。</p>
<p>(児扶のみ)全ての方</p>	<p>児童扶養手当認定請求書</p>
	<p>公的年金調書</p>
<p>(児扶のみ)7月～9月に認定請求する場合</p>	<p>所得状況届</p>
<p>(児扶のみ)前々年以前に離婚した方が1月～9月に認定請求する場合/前年以前に離婚した方が11月～12月に認定請求する場合</p>	<p>養育費等に関する申告書</p>
<p>(児扶のみ)公的年金等を受給している場合</p>	<p>受給資格者・児童の公的年金等受給額がわかる書類</p>
<p>1月1日時点で鶴ヶ島市に住民登録がなく、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合</p>	<p>16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書</p>
<p>父(母)に一定の障害があることにより認定要件を満たす場合</p>	<p>以下のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師等の診断書 ・国民年金の障害1級に該当することがわかる書類 ・身体障害者手帳(1～2級。等級以外にも条件あり)
<p>受給資格者が養育する18歳から20歳までの児童に一定の障害がある場合</p>	<p>以下のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師等の診断書 ・特別児童扶養手当の受給状況がわかる書類 ・身体障害者手帳(1級～3級) ・療育手帳(A)

事実婚を解消した場合	事実婚解消等調書
婚姻せずに児童を出生した場合	
父(母)が生死不明である場合	生死不明の事実を明らかにする書類
児童が父(母)から1年以上遺棄されている場合	遺棄調書
父(母)が保護命令を受けた場合	DV防止法による保護命令を受けた事実を明らかにする書類
父(母)が1年以上拘禁されている場合	父(母)が拘禁されている事実を明らかにする書類
児童と別居している場合	別居監護申立書
父(母)以外の者が児童を養育している場合	養育申立書
受給資格者の住民票上の住所が実態と異なる場合	居住申立書
実際には居住していない前夫(妻)等の住民登録がある場合	世帯分離等申立書
扶養義務者との生計を完全に分離している場合	生計関係調書
	家屋構造の見取り図、公共料金(電気、水道、ガス)の領収書の写し等
災害による被害を受けた場合	児童扶養手当被災状況書
やむを得ない理由により手続が遅れた場合	やむを得ない理由があった事実を明らかにできる書類
(ひとり親医療のみ)全ての方	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請書
	受給資格者と児童の保険証の写し
(ひとり親医療のみ)前年以前に離婚した方	養育費申告書
(ひとり親医療のみ) こども医療費助成を受けている場合	こども医療費助成金受給資格喪失届
	こども医療費助成金受給資格者証

※ 受給資格者の所有する証明書等により認定要件が確認できる場合は、上記の書類に限らない。

※ 他市区町村からの転入者で、児童扶養手当の認定を引き継ぐ場合は、上記の書類の代わりに児童扶養手当転入届(ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合は、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請書と受給資格者と児童の保険証の写し)を提出すること。